

令和4年 第6回

士幌町議会臨時会議案

令和4年8月5日

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
議案第 1 号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第 2 号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 3 号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 4 号 令和 4 年度土幌町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号 令和 4 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 5 日

土幌町議会議長 秋間 紘一 様

土幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設へ派遣され」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 4 第2項に規定する手当の支給の対象となる職員は、医師、看護師、准看護師、介護員その他町長が認める者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症の防疫等に従事する職員に対して、手当を支給するために条例を改正するものである。

議案第 2 号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第10条まで」の次に「及び同条例附則第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症の防疫等に従事する会計年度任用職員（パートタイム）に対して、手当を支給するために条例を改正するものである。

議案第3号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例(昭和46年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間に限り町長の給料月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

説 明

令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間に限り町長の給料を10%削減するため、条例を改正するものである。